

「EUの経済統合の進展と拡大が与える日系企業へのインパクト」

2007年2月14日 ジェトロ 堀口 英男

はじめに

フランスなど欧州6カ国は、1952年発効した「欧州石炭、鉄鋼共同体条約：50年条約で、2002年7月失効」により、当時の戦略物資である石炭の共同管理と同産業の発展を意図づけた。また米国は、この時点で同共同体への「オブザーバー」としての地位を確立し、その後米国とEUとは、1995年の「大西洋アジェンダ」などによりさらなる経済関係強化を構築することになる。さらにブラッセルの米国商工会議所は、米国企業の円滑な活動支援を目的に、欧州委員会への活発な意見具申や政策への反映を果たしている。このように欧州共同体にとって米国の存在は、今後とも時の政権の枠組みを超えた特別な関係にあると見るべきである。一方1957年には、舞台をローマに移し、欧州経済共同体が発足した。ライン河流域の5カ国にイタリアを加えた原加盟6カ国による発足から約半世紀に25カ国体制に拡大が予定される同共同体は、関税同盟、域内市場統合の深化と拡大や社会政策の調和に加えて、政治統合への第一歩となる「EUの将来像」に向け検討が始まった。一方戦後の欧州企業の動向は、共同体の政策に大きく依存しており、域内に活路を求める企業には加盟国の拡大市場を、また域外志向の企業には、通商政策を確立するなど企業活動の環境整備をその政策の中核に置いた。またグローバル時代にあって巨大化した等質な域内市場と確保された域外市場という選択肢の設定は、企業にとって安定経営に資すると同時に競争力強化の面からも歓迎すべき側面支援であることは言うまでもない。

1. 経済統合の進展

1) 企業活動の円滑化に腐心

貿易、産業面における共同体の50年の歩みは、当初6カ国体制から今後27カ国体制へと加盟国の数の増大と同様変貌を遂げてきた。貿易面では共同体発足当初に比べ、主要パートナーの変化を特記することができる。とりわけ欧州にとってアフリカの比重が減少し、アジアや中東欧諸国との取引の拡大が目立つ。産

業面でもサービス産業へのシフトが促進し、農業、軽工業から重化学工業を経て、90年代の重工長大型産業の再編に加え、IT、バイオ、中小企業振興など分野の進展が図られた。さらに社会政策、環境問題といった加盟国自身の課題は、現在EUの案件として取り上げられ、モノの自由移動から就業者の自由移動へと、さらに環境保全と持続的成長というテーマの議論に発展し、企業を取り巻く環境もより一層EUの諸策との連携に左右されることになる。

企業政策の観点では、域内でのグローバル化を第一ステップとし、競争の舞台を提供し、体力を蓄えさせ、次いで本格的に国際的なグローバル市場での競争関係に打ち勝つ企業育成を目指してきた。市場拡大は、2004年5月の10カ国加盟が示すとおり、企業にとっては、昨日までの外国市場が、今日からは国内並市場へと企業活動がやり易くなり、他方生産活動の分業化においても一層選択肢の拡張につながっている。一方ユーロの出現ならびに欧州間での証券取引所の連携による資金調達のやり易さも企業活動、とりわけ中小企業の活動には、追い風となっていることは言うまでもない。

EUは、このように欧州の貿易、産業の発展のための枠組み作りが、その本質であり、当該の企業にとっては、この環境をいかに最大限、効率的に活用するか、企業自身の取り組みに関わっていると考えるべきであろう。

1) 共通農業政策からスタート

1958年ド・ゴール仏大統領は、石炭、鉄鋼のみならず、欧州経済共同体設立の動きに対しては、農業分野の共通政策の確立が同国の共同体への参加の条件とし、仏農業の欧州レベルでの発展を強行に主張したことは有名であり、当時農業分野をめぐる加盟国間の経済紛争は激しく、この調整が欧州経済共同体のスタート台になったといっても過言ではない。

2) 関税同盟の果たす役割

一方欧州共同体は、1957年のローマ条約から10年間の移行期間を経て、関税同盟を1968年に成立させた。関税同盟への道のりは、平坦ではなく、一部加盟

国（当時フランス、イタリア、ドイツ、ベネルクス 3 国）の4関税地域における加盟国間の関税の撤廃（うちイタリアは特例措置）を漸次行い、他方上記 6 カ国以外の第 3 国に対する「共通関税の設定」を過渡期間内に実施することが定められた。また関税同盟と共に加盟国間の数量制限の撤廃も併せ、実施に移された。

3）競争原理を基本とする企業政策

企業政策の基本は、市場への競争原理を基本にカルテルの禁止、ダンピング行為の対応、加えて国家補助金の禁止規定を盛り込み、共同体市場内での自由競争の枠組みを重点化した。また国家補助金禁止規定には、経済発展の異なる加盟国間での調整を行うべく各国の地域発展を欧州共同体に委ねたわけだが、例外規定も多く、当時東西分裂したドイツの復興問題（西ドイツ）、急激な経済危機に見舞われた場合に加え、域内市場において著しく発展が遅れている地域への取り組みなどがそれに相当する。

4）経済格差是正を牽引する地域政策

欧州共同体では、農業所得者向け、失業率の高い地域、開発が遅延している地域向けの基金を発足当初より設け、これを構造基金、結束基金と呼び、域内加盟国間の経済格差是正に寄与してきたものとして評価されているが、新たな東方拡大により、地域政策の財政的破綻と加盟国間の衝突の激化（構造基金受益国と新規加盟国との基金の配分問題）を予想する向きもある。しかし、一方で、同拡大が、巨大市場での経済的効果への期待と共に均質化した市場の形成を目指すことによって対外的な評価と同時に域内の調達品目“メニュー”の広がりなど競争力強化の点でも大きな意味を持っている点も留意すべきだろう。

EUでは、域内経済の活性化を目的に対内直接投資受け入れを促進しているが、原則的に税制上の法的な接近が確保されていないため、投資受け入れの諸制度は、加盟国の法規に委ねられている。他方競争法の観点から、域内の格差是正を推進するために加盟国の国家補助金による地域や企業

への援助は原則的に禁止されているが、低開発地域への援助などは例外として認められおり、地域開発に関する基準が定められている。

最近の議論としては、欧州共同体の直接の権益である国家補助金の禁止規定の一部見直しであり、さらに中小企業、職業訓練とともに研究、開発については、例外の扱いとして検討を加えている。1997年チェコにおける研究、開発を手がける投資については、全国を対象として特別のインセンティブが適用されている。なお地域政策自身が、直接企業活動へのインパクトを与えるものではないものの、最適地生産、生産コストの効率化の観点から、インフラ整備は物流面で大きな意味を持ち、他方工業団地、周辺産業の活性化など投資環境整備は、間接的な企業へのインセンティブとして、地域振興の観点とは別に産業振興にも大きな意味を持っている。

2. 経済通貨同盟、対外通商政策の進展と新たな課題

1) 経済収斂の意義

ドロール元欧州委員会委員長は、1988年に共通市場にかわる単一市場の構築を掲げ、市場統合に加え、経済・通貨統合を再提案した。同委員長は、EUを取り巻く環境の変化を見据え、①単一市場の導入で、貿易の域内依存度の高まりや資本取引の自由化が推進され、為替リスクの撤廃が必要となること、②ドルに対抗する国際通貨の出現を希求する動き、③財政主権への固執より、経済パフォーマンスの健全化の重要性に単一通貨導入の必要性を説いた。事実通貨統合における単一通貨導入への参加基準（経済収斂）は、マルク経済圏の効力を如何なく発揮し、ドイツ型経済運営をその他の加盟国に促し、財政赤字、高金利の是正、インフレの抑制など効果を上げた。“脅し”とも取れる参加基準は、バラバラな経済運営の収斂を果たし、経済運営のハーモナイゼイションを確立した。またユーロ導入以後も各国の財政の安定を監視するための「安定と成長の協定」を課し、引き続き財政規律の安定化に努めている。価格の安定に一層のプライオリティーをおくECB（欧州中央銀行）の姿勢と財政政策からは、景気

の循環調整に組みせず、EU各国の財政状況の安定化、公的債務残高の縮減に邁進すること、高齢化対策予算の計上（年金問題等への対応）などを基軸におき、優先課題分野に絞った公共投資政策を実行に移すなど共通化が徐々に図られている。しかし、世界的な不況やデフレ懸念を前にEU全体の経済も下降線をたどり、主要国単年度の財政赤字の増大により同安定協定への遵守の姿勢に各国とも温度差があり、経済政策の調和の難しさを物語るものとして、今後動向が注目されている。

2) モノ、人、資本、サービスの域内自由移動

加盟国企業にとっては、新たな市場獲得の観点から、関税同盟を歓迎したものの、国境の存在は、手続き面でも大きな障害となっており、1992年12月31日の市場統合による「モノ、人、資本、サービス」の自由移動を経て、撤廃された。一方製品の安全性、食品の安全性などについても共通のガイドラインが設定され、問題が発生した場合の緊急輸入禁止措置（ベルギーのダイオキシン問題など）がとられるなど域内流通の障壁の除去と同時に公衆衛生、安全への対応も強化されている。さらに企業の生産性の効率化などを目的に基準認証、標準化の統一性が図られ、同時に安全基準の「CEマーク」により市場流通の製品基準のガイドラインを確立した。一方製品の安全性については、モノからサービスへとその範囲を拡大しているが、加盟国の中には、自国の消費者保護法とEUの法的な枠組みの違いから、EUの製品の安全に関する指令そのものを受け入れない国もある。

3) ユーロという統一通貨の流通

EUでは、1999年には、統一通貨の「ユーロ」を立ち上げ、2002年1月の紙幣、硬貨流通を開始したことは記憶に新しい。

導入直前「ユーロ」は、英国の参加問題が大きくクローズアップされ、“ドル”と並ぶ基軸通貨との評価が域外からなされていたが、ユーロの当事者の間では、国際通貨との見方が支配的であった。一方EUは、域内企業向

けのユーロキャンペーンとして為替変動の撤廃が企業への貿易の増大を促すとして、そのビジネスチャンスをアピールし、とりわけが海外へのネットワークをもたない中小企業への利益を強調した。しかし、貿易関係者の間では、EU加盟国の市場開拓には、為替変動の撤廃のみにて成就されるものではなく、蓄積された市場マーケティングのノウハウなど取引慣行の厚さなど総合的な市場戦略の構築がやはり必要と見ている。

4) 対外通商外交の促進

企業活動支援の枠組み

欧州共同体では、関税同盟、域内市場統合、統一通貨の設定により、域内の企業経営の円滑化を図り、市場獲得競争のための下地を築いた。次いで共通外交政策のうち、通商協力協定、包括的パートナーシップ協定、連合協定などのフレームワークを着々と締結し、欧州企業による国際戦略を支援している。とりわけ、EU産業の競争力強化（通信ならびに電力市場の自由化など）の観点から、勢い国力の大きい国の企業が域内市場での生き残る宿命にある。問題は、小国の関連企業の動きであるが、域内ではなく、域外での活路を見出すという選択が残されており、歴史的に関係の深い地域や新規市場における取り組みなどさまざまな対応がなされている。

3. 21世紀の産業政策

1) 米国と格差を意識—E—EUROPE構想

2000年リスボンでのEU特別首脳会議は、今後の10年間に情報社会形成に必要な政策（人材育成、中小企業、地域対策など）の推進への議論がなされ、「e—EUROPE」の取り組みが始動した。しかし、この取り組みの根底には米国との格差の是正があり、事実1999年時点の調査では、欧州市場の上位100社に占める情報、通信企業の資本割合は35%となっているものの、米国市場では米企業100社の場合50%を占める。さらに欧州では35%のうち大半が通信関係企業で、情報技術、インターネ

ット企業の役割は、総じて低いと報告されている。またEU15カ国の家庭のインターネット普及率（2002年調べ）は、EU平均でようやく40%に達するまでとなった。地域別で見ると北欧が総じて高い普及率（スウェーデン、デンマークで60%強）を示し、フランスをはじめ、イタリア、スペイン、ポルトガルは、平均を大きく下回る。とりわけフランスでは、80年代にビデオテックスが爆発的に普及したためかインターネットの普及率が低いといわれている。ベンチャー・キャピタルにおいても米国が既に1950年代に始動したのに比べ、EUでは、90年代にようやく定着するなどその脆弱性を指摘している。今後インターネットなど情報機器の地域間格差の縮小に加え、人材育成、中小企業の情報化振興や電子政府の徹底などがEUの知識蓄積型経済への移行のカギとなりそうである。なおE-EUROPAの一環としてインターネットを通じた企業コンサルの強化が2000年4月から本格始動しており、域内レベルでの市場統合情報（例政府調達など）の共有化が進展している（<http://europa.eu.int/business>）

2) 社会政策と環境政策重視の方向

社会政策の調和への第一歩—雇用政策の重要性

EUの産業政策は、北欧諸国の加盟に加え、90年代の後半の社会政策や環境問題への関心が高まり、EUの企業を取り巻く環境は、新たな段階を迎えている。

まず雇用関係では、欧州委員会は、2001年7月末雇用市場政策の分析、研究、フォローアップに関する加盟国間協力の資金調達に道を開く提案を行い、今後のEUの雇用政策の“カギ”を握るといわれる「ニュー・エコノミー」や「技術革新」、「情報」の分野推進を加盟国間で協力体制を構築することに焦点をあてた。元来「雇用政策」は、EUにとって“国内問題”として捉えていたが、97年のルクセンブルク雇用サミットを契機に同機運が進展し、以後「ルクセンブルク・プロセス」として、毎年定めら

れるガイドラインに従い、加盟国は雇用政策やマクロ経済政策を連携することが定められている。

また 1980 年代後半の社会政策の調和を目指した「社会憲章」により、最低賃金、労働時間の短縮、有期雇用の促進など、EU 労働環境の一定の方向性が定められつつあるが、基本的に労働慣行は、各国とも格差が存在することは否めない。また各国の賃金水準にも大きな開きがあることも事実で、さらに拡大により既存 15 カ国と新規加盟国との賃金格差は一層の開きを見せている。

なお人の自由移動の阻害要因といわれている EU の年金制度をめぐる議論も活発となっており、企業の域内グローバル化を背景に新たな共通の枠組みの必要性に迫られている。年金制度の根拠法としては、理事会規則「就業者及び同家族の域内移動に伴う社会保障制度適用について」N O 1 4 0 8 / 7 1 及び理事会指令「従業員及び自営業の域内移動に伴い追加年金に関する保護規定」9 8 / 4 9 がある。しかし問題は、域内での労働者の自由移動に関し、年金の継続適用が保証されない点で、出身国の制度の継続適用もしくは、域内全体の調和がカギといわれている。他方税制上の控除策の不統一も大きな原因で、企業のグローバル化に伴い、域内異動が頻繁になり規程を超える 2 年以上滞在者への取り組みが直近の課題となっており、現在ようやくこの問題への検討（任意年金につき欧州域内をカバーする保険会社の扱いなど）が加えられようとしている。

3) 環境政策を重視

EU では、環境政策が、2001 年 6 月 15, 16 日のヨテボリ EU サミットに象徴されるように重点課題に取り上げられている。企業にとっては、対策費への負担問題から、積極的な対策導入への転換（企業イメージや効率的な経営など）へシフトしている。業界団体では、欧州委員会への業界利益のためのロビー活動に加え、環境関連政党の台頭が著しい欧州議会議員への対応など広範囲でのロビー活動も活発化している。他方第 6 次環境

行動計画（2010年まで）を策定し、気候温暖化対策、運輸政策（排ガス規制、複合運輸体系：鉄道、運河の見直し）、健康に与える影響（有害物質の人体への影響）及び自然並びに資源の保全（エネルギー資源の効率的利用、公害などへの予防的措置）の推進を優先課題に掲げている。廃棄物処理については、予防、管理そしてリサイクルの順番にそのプライオリティーを置いている。

さらにEUでは、新規加盟予定国も加盟までにEU環境法規の国内法導入が前提であるが、現実はかなりの新規加盟国などで長期間におよぶ移行期間の設定を要請しており、環境保全意識が強い欧州議会などからの対策強化の加速化が指摘されている。また国際協力部門では、地中海諸国、ロシアや中央アジア諸国などを中心に環境対策の支援を強化する方向を打ち出している。

4. 拡大による経済的影響

1) 欧州の安全保障に不可欠な拡大の意味

バルカンなど欧州の地域紛争を教訓とする安全保障の重要性に鑑み、EU域内に当事国を取り込む必要があり、産業振興の観点からは、欧州の産業競争力を維持する上で、生産コストの大幅見直し、生産の分業体制の構築を可能とする体制が必要となっている。15の加盟国体制から経済格差の現存する27ヶ国体制は、企業活動の選択肢に一層の幅をもたせることになる。但し石油、天然ガスについては、北海油田の埋蔵量の制約など、今後新たな供給元の多様性が急務で、EU側では、同資源確保のため、ロシアではEUが重要な経済のパートナーであるとの認識から双方ニーズが合致する形で急速な接近が図られている。

2) 拡大のインパクト

一般的な拡大を取り巻く考え方としては、国境を接しているとの観点からドイツ、オーストリア企業にとって利益増大がなされるものの移民流入の

懸念が存在する。他方構造基金の受益関係の変化によるインパクトを受けるポルトガル、スペイン、ギリシャにとっては、構造基金の受益額の減少に加え、域内企業の生産再編の動きにつながるなど影響は大きい。

在欧州日系企業にとっては、大方の企業が生産拡大、調達先、販売先とも進出国及び中東欧諸国を重視の傾向をもっており、さらに将来的には、より一層東方のウクライナ、ロシア、南東のルーマニア、ブルガリアなどよりコストの低減な地域への取り組みを検討する動きも顕在化している。

また80年代の南方拡大と今回の東方拡大の相違点は、南欧諸国の経済がすでに市場経済だったのに対し、中東欧諸国の市場経済への移行は1990年代初頭に始まったばかりであることやEC9ヶ国と南欧諸国の所得格差に比べ、EU15ヶ国と中東欧諸国との所得格差の方が大きいことなどが挙げられる。加盟候補国の賃金上昇については、専門家の間では、既に外資系企業で優秀な人材確保（会計担当、語学の堪能な人材など）に余念がなく、ある程度の賃金上昇が起こっているとしている。

今後新規加盟国で最も改善が急がれるものに、市場メカニズムの確立、金融制度、資本市場、競争法などを取り上げているが、とりわけ企業統治（財務、会計など制度の透明性）についての行政側の取り組みを含めた対応が急務といわれている。また競争法では、反トラスト法の導入成果はあるものの国家補助金規制に関する行政制度の欠如が課題である。一方でEU加盟国との貿易が急激に増加していることや、EU加盟国からの直接投資が増えていることなどが中東欧諸国の経済改革に大きく寄与している点も留意すべきであろう。

既存 15 カ国及び新規加盟国 G D P 比較

	人口(人)	G D P :億ユーロ (per capita ユーロ)
新規加盟予定国 10 カ国	7,420 万	4,376(7,360)
ブルガリア	780 万	166(210)
ルーマニア	2,190 万	484(2200)
トルコ	6,482 万	2,174
既存 15 カ国	3 億 7,720 万	91,670(26,920)
25 カ国	4 億 5140 万	96,046(19,096)
新規加盟予定 10 / 既存 15		4.8%

出所：欧州委員会資料 2003 年統計

3) 新欧州産業地図に向けて

中東欧諸国は、当面既存 EU 15 カ国企業等の生産基地として考え方が主流であるが、既にハンガリー、チェコへ進出した企業では、賃金格差は、中東欧ではなく、既存加盟国との比較を求める動きがあり、コスト全体も上昇傾向にある。但し、中東欧諸国全体の動きとしては、EU、米国、日本からの外国企業の直接投資を推進しているが、自動車産業、同部品、エレクトロニクスといった業種に特化した動きが顕著である。しかし、投資元の考え方としては、投資先の人材、周辺産業の有無、原材料の確保、投資インセンティブの状況などが、その基準となっており、すべての新規加盟 10ヶ国がその条件を満たし得るとは言い難い。したがって投資元の効率的な経営資源の投下先を定める際に、各国とも産業構造にその特徴があり、旧ソ連時代の供給力の棲み分けなど、現在までの当該国の産業史を概観する必要があるとともに、今後の EU の構造基金による支援や当該国の人材、周辺産業の賦存状況など産業政策の方向性を十分吟味する必要があるだろう。